

複合施設整備事業に係る条例案概要

1. はじめに

市では、令和9年4月の完成を目指し、市民の皆様が世代を超えて交流し、学び、活動できる新たな拠点として、複合施設「白河市地域創造活動拠点施設」の整備を進めております。

この整備事業は、既存施設の再編を伴うもので、長年地域活動の拠点であった公民館は、時代のニーズに応える新たな「生涯学習センター」へ移行します。また、「保健センター」も複合施設内に移転し、健康づくりの拠点としての役割を強化します。

さらに、多様化する子育て・子育てニーズに対応するため「キッズプラザ」を新設し、子育てに関する情報やこどもの遊び場などを提供します。

つきましては、このたび同施設の管理・運営に必要な条例案をまとめたことから、市民の皆様から広くご意見をいただき、条例案に反映させるため市民意見公募（パブリックコメント）を実施するものです。

2. 施設の概要

複合施設「白河市地域創造活動拠点施設」は、市役所本庁舎に隣接する市民会館跡地（白河市手代町22番地1）に設置します。

（1）施設の設置目的

この施設は、生きがいつくり、子育て、健康増進といった市民生活に密接に関わる拠点を一つに集約し、各施設が連携することで、市民一人ひとりが豊かさを感じられる暮らしと、創造性豊かな地域づくりに貢献することを目的としています。

（2）施設の構成

地域創造複合拠点施設は3階建てで、「生きがいつくり」「子育て支援」「健康増進」「交流」「官民連携」といった、人が集まりにぎわいを生む機能を集約します。

3階	中央生涯学習センター（仮称）				市民交流スペース
	しらふるホール、音楽ルーム、工作室、スタジオ コピー室、保管室、執務室、窓口				ラウンジ
2階	保健センター	白河っ子応援センター「ぼっかぼか」	中央生涯学習センター（仮称）	キャリアサポートステーションしらかわ（仮称）	市民交流スペース
	健康増進課執務室 窓口、相談室	こども未来局執務室 窓口、発達支援室 相談室、倉庫 キッズスペース	研修室、学習ルーム クッキングルーム スタジオ	キャリアサポートステーションしらかわ（仮称）	学習スペース
1階	保健センター	キッズプラザ（仮称）		カフェ	市民交流スペース
	総合健診室、検査室 診察室、健診待合室 健診準備室	受付、ファミリーサポート、ホームスタート 子育てひろば、キッズパーク（屋内遊び場） 託児スペース（一時預かり）		カフェ	総合案内 市民交流スペース（仮称） 市民交流ルーム（仮称） ラウンジ
屋外	市民の広場（仮称）				
じゃぶじゃぶ広場、だんだんテラス、ガーデニングエリア、デッキ、芝生スペース					

健康増進機能
 子育て支援機能
 生きがいつくり機能
 交流機能
 官民連携機能

(3) 条例案に関連する施設機能の概要

構成施設	機能	複合施設行われることの概要
市民交流ルーム・スペース等	交流機能	「市民交流ルーム」や「市民交流スペース」、「市民の広場」など、幅広い年代が自由に利用でき、自然と賑わいや交流が生まれるような交流の場です。
キャリアサポートステーションしらかわ	官民連携機能	子育てと仕事の両立に関する相談や情報提供、多様な働き方の支援などを通じて、子育て世代がより暮らしやすく、働きやすい豊かな地域社会の実現を目指します。
白河市中心生涯学習センター	生きがいづくり機能	研修室や音楽スタジオ、調理室などを備え、市民の皆様の「学びたい」「創りたい」という意欲に応える生涯学習の拠点です
白河市キッズプラザ	子育て支援機能	大型遊具などを備えた遊び場を中心に、子育てに関する相談や情報提供、親子交流イベント、一時預かり事業などを行い、子育て世代を総合的に支援します。
白河市保健センター	健康増進機能	市民の健康を支える拠点として、健康づくり、母子保健、食育等、すべてのライフステージに合わせた健康支援を実施します。

3. 意見を募集する条例案

今回の条例整備は、「白河市地域創造活動拠点施設条例」が複合施設全体の内容を定める条例となり、その下に各個別施設を定める条例が位置づけられます。各条例と施設の対応関係については、「別添資料」をご確認ください。

(1) 白河市地域創造活動拠点施設条例(案) **別紙1**

- ・ 複合施設全体の目的や構成、各機能が連携して一体的に管理を行うための基本的事項を規定します。
- ・ 市民交流ルームや市民の広場など、市民交流に係るスペースの使用許可や使用料について規定します。
- ・ 施設全体の管理について、民間のノウハウを活用できる「指定管理者制度」を導入できることを規定します。

【条例に対応する導入機能】：交流、官民連携機能
市民交流ルーム・スペース、市民の広場、キャリアサポートステーションしらかわ、カフェなど

(2) 白河市生涯学習センター条例（案） **別紙2**

- ・（1）の条例の下で、複合施設内に設置される「中央生涯学習センター」と、3地域の「表郷・大信・東生涯学習センター」の4館について設置及び管理に関する必要事項を規定します。
- ・ 研修室や音楽ルームなどの使用許可や使用料について規定します。
- ・ 生涯学習センターの管理に「指定管理者制度」を導入できることを規定します。

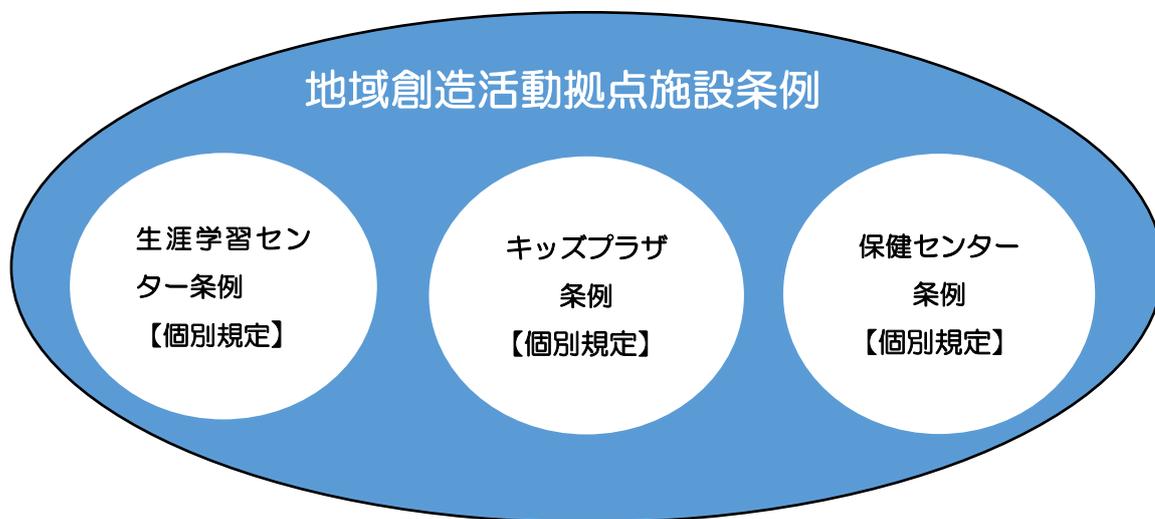
【条例に対応する導入機能】：生きがいつくり機能
中央生涯学習センター（音楽ルーム、工作室など）、表郷、大信、東生涯学習センター

(3) 白河市キッズプラザ条例（案） **別紙3**

- ・（1）の条例の下で、キッズプラザの事業内容や利用上のルールなどを規定します。
- ・ 白河市キッズプラザの管理に「指定管理者制度」を導入できることを規定します。

【条例に対応する導入機能】：子育て支援機能
キッズプラザ（子育てひろば、キッズパーク（屋内遊び場）、託児スペース、ファミリーサポートなど）

■条例の構成イメージ図



4. 関連する条例の動きについて

この複合施設の整備に伴い、以下の条例の廃止・改正を同時に進めます。

(1) 白河市公民館条例の廃止

施設利用の幅を広げ、多様な団体・個人の有効活用や多目的な利用が可能となるよう、現在の公民館を生涯学習センターへ移行するため、「白河市公民館条例」を廃止します。中央公民館をはじめとする各公民館の機能は、複合施設の中央生涯学習センター及び表郷・大信・東の生涯学習センターに引き継がれます。

(2) 白河市保健センター条例の改正

市の公共施設を管理する計画（公共施設個別施設計画）において、保健センターは、4市村合併による重複施設が多く、用途が保健事業に限定されており、利用の広がりも少ないことから、機能を集約し用途変更の検討を行うとされていきました。当該計画を踏まえ、中央・表郷・大信・東の4保健センターを統合し、複合施設内に「保健センター」を移転します。これに伴い、施設の名称及び位置等を改める改正を行います。

5. 複合施設の使用料について

各施設の使用料は、条例の別表に定めます。主な内容は以下の通りです。

(1) 交流機能に係る使用料（地域創造活動拠点施設条例に規定）

■諸室の使用料

施設	利用単位	使用料
市民交流ルーム	1時間につき	400円
市民交流スペース、テラス、市民の広場	1㎡1時間当たり	5円

■物品を販売する場合の使用料

施設	使用料
市民交流スペース、テラス、市民の広場	売上額の20パーセントを越えない範囲で規則に定める額

■料金に関する主なルール

- ・ 営利目的での利用: 商業宣伝や物品販売などで利用する場合、基本料金の2倍の料金となります。
- ・ 料金の減免、附属設備の利用料金は、今後、条例の施行規則で定めます。

(2) 生きがいづくり機能に係る使用料（生涯学習センター条例に規定）

■中央生涯学習センターの使用料

施設	利用単位	使用料
研修室1	1時間につき	300円
研修室2	1時間につき	300円
大スタジオ	1時間につき	400円
クッキングルーム	1時間につき	300円
コミュニティルーム	1時間につき	200円
学習ルーム	1席1時間につき	200円
音楽ルーム1	1時間につき	500円
音楽ルーム2	1時間につき	400円
工作室	1時間につき	300円
小スタジオ1	1時間につき	100円
小スタジオ2	1時間につき	100円
小スタジオ3	1時間につき	100円
しらふるホール1	1時間につき	500円
しらふるホール2	1時間につき	500円

■料金に関する主なルール

- 営利目的での利用：商業宣伝や物品販売などで利用する場合、基本料金の2倍の料金となります。
- 高校生以下の利用：高校生以下の利用、利用者の半数以上が高校生以下の団体など条件を満たす場合、料金が半額になります。
- 料金の減免、附属設備の利用料金は、今後、条例の施行規則で定めます。

(3) 官民連携機能、子育て支援機能、健康増進機能に係る使用料
上記機能に係る使用料の設定はありません。

6. 今後の予定（案）

- ご意見の募集：令和7年9月10日（水）～10月10日（金）
- 意見の集約と公表：令和7年11月上旬頃（いただいたご意見と市の考え方を公表します。）
- 市議会へ提出：令和7年12月議会（予定）

7. 施行期日について

(1) 施設設置条例の施行日

- 白河市地域創造活動拠点施設条例（案）
- 白河市生涯学習センター条例（案）
- 白河市キッズプラザ条例（案）

これらの3条例は、公布の日から2年を超えない範囲で、複合施設の完成に合わせて施行する予定です。

(2) 廃止、改正する条例の施行日

- 白河市公民館条例の廃止
- 白河市保健センター条例の改正

これらの2条例は、公布の日から2年を超えない範囲で、複合施設の開館に合わせて施行する予定です。

○各条例案と施設の対応関係

1階



2階



白河市地域創造活動拠点施設条例



- | | |
|-----------|------------|
| 健康増進機能 | 官民連携機能 |
| 子育て支援機能 | 廊下・トイレ等共用部 |
| 生きがいづくり機能 | 出入口 |
| 交流機能 | |